

# 石川県建設工事共同企業体の運用に関する要綱

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1 この要綱は、石川県（以下、「県」という。）が発注する建設工事の共同企業体の運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (共同企業体の区分)

第2 共同企業体は、「特定建設工事共同企業体」と「経常建設共同企業体」に区分し、それぞれの性格、結成、出資比率、代表者要件及び資格要件については、次のとおりとする。

## 第2章 特定建設工事共同企業体

### (性 格)

第3 特定建設工事共同企業体は、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保するため、県が共同施工を必要と認める工事毎に結成する共同企業体とする。

### (結 成)

第4 共同企業体は、2ないし3業者において自主結成するものとし、その資格要件はそれぞれの工事の発注の都度定めるものとする。

2 共同企業体を結成しようとする者は、県が指定する日までに、建設工事競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）の申請をするものとする。

3 共同企業体は、県の請負業者有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されるものとする。

### (出資比率)

第5 構成員の出資比率は、構成員数により最小限度基準を次のとおりとする。

- (1) 2構成員の場合 30パーセント以上
- (2) 3構成員の場合 20パーセント以上

### (代表者要件)

第6 代表者は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 構成員中最も大きな施工能力を有する者であること。
- (2) 出資比率が、構成員中最も大きな者であること。

(資格要件)

第7 すべての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 県の有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 当該工事に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として施工した実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (4) 当該工事に対応する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

### 第3章 経常建設共同企業体

(性 格)

第8 経常建設共同企業体は、中小・中堅建設業者（資本の額又は出資の総額が20億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社及び個人をいう。）が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体とする。

(結 成)

第9 共同企業体は、次により自主結成するものとする。

- (1) 共同企業体の構成員は、2ないし3業者とする。
  - (2) 共同企業体の構成員は、建設業法第27条の27の規定による経営事項審査結果通知書の総合評点が石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱第3条に定める別表第1の工事種類別及び等級により、同一等級に属する者、直近等級に属する者又は、直近二等級までに属する者で結成するものとする。
  - (3) 一の構成員が同一業種において結成することができる共同企業体の数は一とする。
  - (4) 二以上の業種を有する構成員が結成することができる共同企業体の数は二までとし、業種は重複しないものとする。
- 2 共同企業体は、資格審査を県に申請し、有資格者名簿に登載されるものとする。

(出資比率)

第10 構成員の出資比率は、第5の規定を準用する。

(代表者要件)

第11 代表者は、構成員において自主的に決定されたものとする。

(資格要件)

第12 すべての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 県内に主たる営業所を有する中小・中堅建設業者であって、県の有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 共同企業体の業種について、建設業法第3条の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 共同企業体の業種について、原則として、県発注工事を元請として施工した実績を有すること。
- (4) 当該業種に係る監理技術者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存じ、原則として、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。

#### 第4章 雑 則

(委 任)

第13 この要綱に定めのない事項については、「石川県建設工事共同企業体指名事務取扱要領」で定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成10年3月3日から施行する。